

令和6年第4回宇佐市教育委員会会議録

令和6年3月27日午後2時00分、宇佐市教育委員会を34会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員
教 育 長 川島 数志
教育長職務代理者 古里 万里子
委 員 佐藤 修水
委 員 徳光 優子
委 員 小野 裕美子
- ・欠席委員 なし
- ・説明のため会議に出席した職員
教育次長兼教育総務課長 末宗 勇治
学校教育課長 三浦 圭二
社会教育課長 大野 勝教
図書館長 松壽 敬
学校給食課長 香下 秀美
- ・本会議の書記
教育総務課教育総務係主幹（総括）時枝 知美

◎附議事項

- | | |
|-------|---|
| 議第20号 | 宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について（教育総務課） |
| 議第21号 | 宇佐市教育振興基本計画及び宇佐市教育振興基本計画（後期）の計画期間の変更について（教育総務課） |
| 議第22号 | 令和6年度宇佐市奨学生の決定について（教育総務課） |
| 議第23号 | 令和6年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱について（学校教育課） |
| 議第24号 | 宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について（学校教育課） |
| 議第25号 | 令和6年度学校運営協議会委員の委嘱について（学校教育課） |
| 議第26号 | 宇佐市部活動地域移行支援コーディネーター設置要綱の制定について（学校教育課） |
| 議第27号 | 宇佐市立学校教職員の長時間勤務者に対する面接指導実施要領の一部改正について（学校教育課） |
| 議第28号 | 宇佐市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正について（学校教育課） |
| 議第29号 | スクール・サポート・スタッフ設置要綱の一部改正について（学校教育課） |

- 議第 3 0 号 宇佐市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について
(学校教育課)
- 議第 3 1 号 学習指導員設置要綱の一部改正について (学校教育課)
- 議第 3 2 号 宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について
(学校教育課)
- 議第 3 3 号 宇佐市 I C T 支援員設置要綱の一部改正について
(学校教育課)
- 議第 3 4 号 宇佐市 G I G A スクールサポーター設置要綱の一部改正について
(学校教育課)
- 議第 3 5 号 宇佐市登校支援員設置要綱の一部改正について (学校教育課)
- 議第 3 6 号 宇佐市立小・中学校医療的ケア支援に係る看護師設置要綱について
(学校教育課)
- 議第 3 7 号 指定校変更について (学校教育課)
- 議第 3 8 号 区域外就学について (学校教育課)
- 議第 3 9 号 社会教育委員の委嘱について (社会教育課)
- 議第 4 0 号 公民館運営審議会委員の委嘱について (社会教育課)
- 議第 4 1 号 宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について (社会教育課)
- 《追加議案》
- 議第 4 2 号 社会教育指導員の任用について (社会教育課)
- 議第 4 3 号 公民館長及び地区館長、分館長の任用について (社会教育課)
- 議第 4 4 号 社会教育主事の発令について (社会教育課)

◎報告事項

- (1) 令和 6 年 3 月 第 2 回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般
質問について (教育次長)
- (2) 4 月の行事等の予定 (各課)

◎その他

- (1) 協議事項 教育長職務代理者の指名について

(開会 午後 2 時 0 0 分)

- | | | | |
|---|---|---|--|
| 教 | 育 | 長 | 令和 6 年第 4 回宇佐市教育委員会の開会を告げる。 |
| 事 | 務 | 局 | (令和 6 年第 1 回、第 2 回、第 3 回の会議録を読み上げる) |
| 教 | 育 | 長 | 令和 6 年第 1 回、第 2 回、第 3 回の会議録を各委員に諮り、承認される。 |
| 教 | 育 | 長 | 議第 2 0 号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について、教育総務課に説明を求める。 |

教 育 総 務 課 長	議第 2 0 号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について、ご説明します。 1 Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 委 員	異議なし。
教 育 長	議第 2 0 号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動については承認とし、次に議第 2 1 号宇佐市教育振興基本計画及び宇佐市教育振興基本計画（後期）の計画期間の変更について、教育総務課に説明を求める。
教 育 総 務 課 長	議第 2 1 号宇佐市教育振興基本計画及び宇佐市教育振興基本計画（後期）の計画期間の変更について、ご説明します。 2 Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 委 員	異議なし。
教 育 長	議第 2 1 号宇佐市教育振興基本計画及び宇佐市教育振興基本計画（後期）の計画期間の変更については承認とし、次に議第 2 2 号令和 6 年度宇佐市奨学生の決定について、教育総務課に説明を求める。
教 育 総 務 課 長	議第 2 2 号令和 6 年度宇佐市奨学生の決定について、ご説明します。 3 Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 委 員	選考基準については以前から話が出ていて、応募者全体の中で所得状況を重視することは賛成です。所得基準はあるのですか。
教 育 総 務 課 長	所得基準はありません。選考方法については、一人ひとり所得の状況や家族構成人数、学校での状況等を総合的に勘案しながらご議論いただいたという状況です。
委 員	あくまでも学業や所得を総合的に見ながら選考していただけるということですね。わかりました。
教 育 長	よろしいでしょうか。来年度も選考基準については、選考の前に論議をしようということになっています。
教 育 長	他にありませんか。
教 委 員	異議なし。
教 育 長	議第 2 2 号令和 6 年度宇佐市奨学生の決定については承認とし、次に議第 2 3 号令和 6 年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第 2 3 号令和 6 年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱について、

			ご説明します。４Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第２３号令和６年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱については承認とし、議第２４号宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長			議第２４号宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、ご説明します。６Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第２４号宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱については承認とし、次に議第２５号令和６年度学校運営協議会委員の委嘱について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長			議第２５号令和６年度学校運営協議会委員の委嘱について、ご説明します。７Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第２５号令和６年度学校運営協議会委員の委嘱については承認とし、次に議第２６号宇佐市部活動地域移行支援コーディネーター設置要綱の制定について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長			議第２６号宇佐市部活動地域移行支援コーディネーター設置要綱の制定について、ご説明します。１１Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			第２条２項部活動の地域移行に関わる関係者とはどのような人ですか。
学 校 教 育 課 長			地域のスポーツ団体や各競技協会等です。
委 員			そのような団体を集めて検討委員会を開くことはできるのですか。
学 校 教 育 課 長			検討委員会を開くための連絡調整を部活動地域移行支援コーディネーターにさせていただきます。
委 員			部活動地域移行支援コーディネーターが全て取りまとめるのですか。
学 校 教 育 課 長			学校教育課と文化スポーツ振興課の２課で進めていますが、この２課や各競技団体等との間に入って連絡調整をし、一緒に進めて

		いくように考えています。
委	員	とても重要な役目を担うことになるのですね。
委	員	国や県の財政的な支援はありますか。
学 校 教 育 課 長		要望はしていますが、今のところ財政的な支援はありません。
委	員	ぜひ要望してください。
委	員	他の市町村の状況は。
学 校 教 育 課 長		いくつかの市町村は設置しているようです。
教 育 長		今後も部活動の地域移行については、進捗状況を報告していきたいと思います。
教 委	員	他に質問はありませんか。
教 委	員	異議なし。
教 委	員	議第 2 6 号宇佐市部活動地域移行支援コーディネーター設置要綱の制定については承認とし、次に議第 2 7 号宇佐市立学校教職員の長時間勤務者に対する面接指導実施要領の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長		議第 2 7 号宇佐市立学校教職員の長時間勤務者に対する面接指導実施要領の一部改正について、ご説明します。1 3 Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 委	員	何か質問はありませんか。
学 校 教 育 課 長		面接の希望者が少なかった理由は。 今年度の希望者はいませんでした。主な理由は、業務が多忙のため、面接指導を受ける時間がなかったということです。
委	員	面接指導の結果はどのように活用していくのですか。
学 校 教 育 課 長		面接指導の結果は学校長に報告があり、改善に向けて活用を考えています。
委	員	学校ごとの改善ですか。
学 校 教 育 課 長		学校ごとです。
委	員	面接指導が必須になりデータが集まれば、学校だけではできない改善策を国県に要求していく資料になればよいですね。
教 委	員	他に質問はありませんか。
教 委	員	異議なし。
教 委	員	議第 2 7 号宇佐市立学校教職員の長時間勤務者に対する面接指導実施要領の一部改正については承認とし、次に議第 2 8 号宇佐市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長		議第 2 8 号宇佐市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正について、ご説明します。1 6 Pをご覧ください。

			(詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第 28 号宇佐市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正については承認とし、次に議第 29 号スクール・サポート・スタッフ設置要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長			議第 29 号スクール・サポート・スタッフ設置要綱の一部改正について、ご説明します。18 P をご覧ください。
			(詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第 29 号スクール・サポート・スタッフ設置要綱の一部改正については承認とし、次に議第 30 号宇佐市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長			議第 30 号宇佐市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について、ご説明します。19 P をご覧ください。
			(詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第 30 号宇佐市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正については承認とし、次に議第 31 号学習指導員設置要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長			議第 31 号学習指導員設置要綱の一部改正について、ご説明します。20 P をご覧ください。
			(詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第 31 号学習指導員設置要綱の一部改正については承認とし、次に議第 32 号宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長			議第 32 号宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について、ご説明します。21 P をご覧ください。
			(詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第 32 号宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正については承認とし、次に議第 33 号宇佐市 I C T 支援員設置要綱

学 校 教 育 課 長	の一部改正について、学校教育課に説明を求める。 議第 3 3 号宇佐市 I C T 支援員設置要綱の一部改正について、ご説明します。 2 2 P をご覧ください。 （詳細は議案に記載）
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	議第 3 3 号宇佐市 I C T 支援員設置要綱の一部改正については承認とし、次に、議第 3 4 号宇佐市 G I G A スクールサポーター設置要綱の一部改正について、学校教育課長に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第 3 4 号宇佐市 G I G A スクールサポーター設置要綱の一部改正について、ご説明します。 2 3 P をご覧ください。 （詳細は議案に記載）
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	議第 3 4 号宇佐市 G I G A スクールサポーター設置要綱の一部改正については承認とし、次に議第 3 5 号宇佐市登校支援員設置要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第 3 5 号宇佐市登校支援員設置要綱の一部改正について、ご説明します。 2 4 P をご覧ください。 （詳細は議案に記載）
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	登校支援員についてもう少し教えてください。
学 校 教 育 課 長	2 年程前から県の全額補助で 1 名配置されていましたが、来年度からは市の負担は増える形になりますが、中学校に 3 名配置する予定です。学校には来るが教室に入れず別室登校している児童生徒は今まで教職員が交代で対応していたところを常に見守りのできる体制をとということで配置します。1 日 6 時間週 4 日勤務で教員免許取得は問いません。
委 員	効果はどうでしたか。
学 校 教 育 課 長	配置された学校からは、登校支援員が常時対応してくれるので安心して教室に行けるようになったという報告も受けていますので、増員していきたいと考えています。
教 育 長	他に質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	議第 3 5 号宇佐市登校支援員設置要綱の一部改正については承認とし、次に議第 3 6 号宇佐市立小・中学校医療的ケア支援に係る看護師設置要綱について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第 3 6 号宇佐市立小・中学校医療的ケア支援に係る看護師設置

			要綱について、ご説明します。２５Ｐをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第３６号宇佐市立小・中学校医療的ケア支援に係る看護師設置 要綱については承認とし、次に議第３７号指定校変更について、 学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長			議第３７号指定校変更について、ご説明します。２５Ｐをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第３７号指定校変更については承認とし、次に議第３８号区域 外就学について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長			議第３８号区域外就学について、ご説明します。３０Ｐをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第３８号区域外就学については承認とし、次に議第３９号社会 教育委員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。
社 会 教 育 課 長			議第３９号社会教育委員の委嘱について、ご説明します。３１Ｐ をご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第３９号社会教育委員の委嘱について、は承認とし、次に議第 ４０号公民館運営審議会委員の委嘱について、社会教育課に説明 を求める。
社 会 教 育 課 長			議第４０号公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明しま す。３２Ｐをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第４０号公民館運営審議会委員の委嘱については承認とし、次 に議第４１号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、社 会教育課長に説明を求める。
社 会 教 育 課 長			議第４１号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、ご説

			明します。３３Ｐをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第４１号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱については承認とし、次に追加議案の議第４２号社会教育指導員の任用について、社会教育課に説明を求める。
社 会 教 育 課 長			議第４２号社会教育指導員の任用について、ご説明します。追加議案１Ｐをご覧ください。 (詳細は追加議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第４２号社会教育指導員の任用については承認とし、次に追加議案の議第４３号公民館長及び地区館長、分館長の任用について、社会教育課に説明を求める。
社 会 教 育 課 長			議第４３号公民館長及び地区館長、分館長の任用について、ご説明します。追加議案２Ｐをご覧ください。 (詳細は追加議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第４３号公民館長及び地区館長、分館長の任用については承認とし、次に追加議案の議第４４号社会教育主事の発令について、社会教育課に説明を求める。
社 会 教 育 課 長			議第４４号社会教育主事の発令について、ご説明します。追加議案２Ｐをご覧ください。 (詳細は追加議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。
委 員			異議なし。
教 育 長			議第４４号社会教育主事の発令については承認とし、次に報告第１項令和６年３月第２回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、教育次長に報告を求める。
教 育 次 長			報告第１項令和６年３月第２回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、ご報告します。 (詳細は議案に記載)
教 育 長			次に報告第２項４月の行事等の予定について、各課に報告を求める。 (詳細は議案に記載)
教 育 長			何か質問はありませんか。

教	育	長	ないようですので、協議事項の教育長職務代理者の指名について、事務局に説明を求める。
			(事務局説明)
教	育	長	説明にありましたように、地教行法の規定により教育長が職務代理者を指名することになっています。令和6年度は、佐藤委員を教育長職務代理者に指名したいと思います。佐藤委員、よろしいでしょうか。
委		員	承知しました。
教	育	長	ありがとうございます。では、就任のごあいさつをお願いします。
			(佐藤委員挨拶)
教	育	長	ありがとうございました。1年間よろしくお願いします。
教	育	長	全体を通して質問はありませんか。
教	育	長	ないようですので、次回教育委員会の日程について
教	務	局	次回教育委員会の日程について、4月25日午後2時から34会議室で如何でしょうか。
教	育	長	4月25日午後2時からでよろしいでしょうか。
			各委員に諮り確認のうえ、第4回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後4時20分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。